

伊佐市
配偶者等からの暴力の防止及び
被害者支援計画

目次

| | | |
|-----|----------------------------|-------|
| 第1章 | 計画の策定にあたって | 57 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | |
| 2 | 計画の性格 | |
| 3 | 計画の期間 | |
| 第2章 | 計画の基本的な考え方 | 58 |
| 1 | めざすべき社会 | |
| 2 | 基本理念 | |
| 3 | 重点的に取り組むこと | |
| 第3章 | 配偶者等からの暴力について | 59 |
| ★ | 「配偶者暴力防止法」における「配偶者からの暴力」とは | |
| 1 | 配偶者からの暴力 | |
| (1) | この計画の「配偶者等からの暴力」とは | |
| (2) | 配偶者等からの暴力の特徴 | |
| (3) | 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害 | |
| (4) | 根底にある男女の不平等な関係 | |
| 2 | 配偶者等からの暴力の実態 | |
| (1) | 配偶者等からの暴力の被害経験 | |
| (2) | 被害者等からの暴力についての相談経験 | |
| 3 | 配偶者等からの暴力に対する取り組みの現状 | |
| (1) | 国における取り組み | |
| (2) | 鹿児島県における取り組み | |
| (3) | 伊佐市における取り組み | |
| 第4章 | 計画の体系 | 63 |
| 第5章 | 計画の推進体制 | 64 |
| 第6章 | 計画の内容 | 65～78 |

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。その被害者は、多くの場合は女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。本市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）及び県の配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画に基づき、すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野に平等に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして取り組みをすすめています。

個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力の根絶に向けては、国・県及び関係機関・団体と連携を図りながら、一体となって取り組みをすすめるとともに、市民一人ひとりが、暴力を許さない地域社会づくりに努めることが重要であり、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への適切な保護に関する取り組みを、総合的・体系的に推進するための計画として「伊佐市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定します。
- (2) この計画は、地域の特性を考慮し、市民の意見を反映するため、平成21年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」の結果や、市民で構成された伊佐市男女共同参画推進協議会からの提言などを踏まえて策定します。
- (3) この計画は、「第1次伊佐市総合振興計画」との整合性を図るとともに「伊佐市男女共同参画基本計画」と一体的に策定します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、実施事業については5年間を一区切りとして見直します。ただし、「配偶者暴力防止法」が改正された場合や、国が示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合、あるいは改正すべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

第2章

計画の基本的な考え方

1 めざすべき社会

「暴力をゆるさない、安全・安心な地域社会の創造」

2 基本理念

本市は、「配偶者暴力防止法」及び「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づいた取り組みをすすめます。

いかなる場合でも暴力は許されず、誰もが、安心して暮らせる環境のもと、人生を豊かに生きる権利を有しています。

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権を侵害する行為であり、社会的な問題です。配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性です。その背景には社会全体として根強く残る男女の固定的な役割分担意識や、男女の不平等な関係があります。

配偶者等からの暴力の根絶に向けては、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。いかなる暴力も許さない社会づくりと、被害を受けたすべての人が人権を尊重され、適切な支援を受けることができ、安全で安心して自立した生活をおくることができる社会の実現をめざします。

3 重点的に取り組むこと

- I. 暴力を許さない意識づくり
- II. 安心して相談できる体制づくり
- III. 被害者の安全確保と保護
- IV. 被害者の自立を支援するための体制づくり

第3章

配偶者等からの暴力について

★「配偶者暴力防止法」における「配偶者からの暴力」とは

「配偶者暴力防止法」において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうものとされています。

この「配偶者」には、事実婚の者が含まれますが、交際相手は含まれません。

また、元配偶者については、一般的に「配偶者」に含まれるわけではありませんが、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、「配偶者からの暴力」には、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされています。

1. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）

(1) この計画の「配偶者等からの暴力」とは

この計画では、以前交際していた恋人など、親密な関係にある者又はあった者からふるわれる暴力についても支援の対象とし、「配偶者等からの暴力」と表記しています。

配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力行使する「身体的な暴力」、心無い言動により相手の心を傷つけるなどの「精神的な暴力」、嫌がっているのに性的行為を強要するなどの「性的な暴力」、経済力を奪う等「経済的な暴力」など様々な形態が存在します。

(2) 配偶者等からの暴力の特徴

配偶者等からの暴力は、外部からの発見の困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会的な無理解により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化ならびに継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力は、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する重大な社会問題です。

(4) 根底にある男女の不平等な関係

私たち一人ひとりの個人は、社会構造の影響の中で生活しています。男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーと見ない女性差別の意識や、夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方ないといった考え方が社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

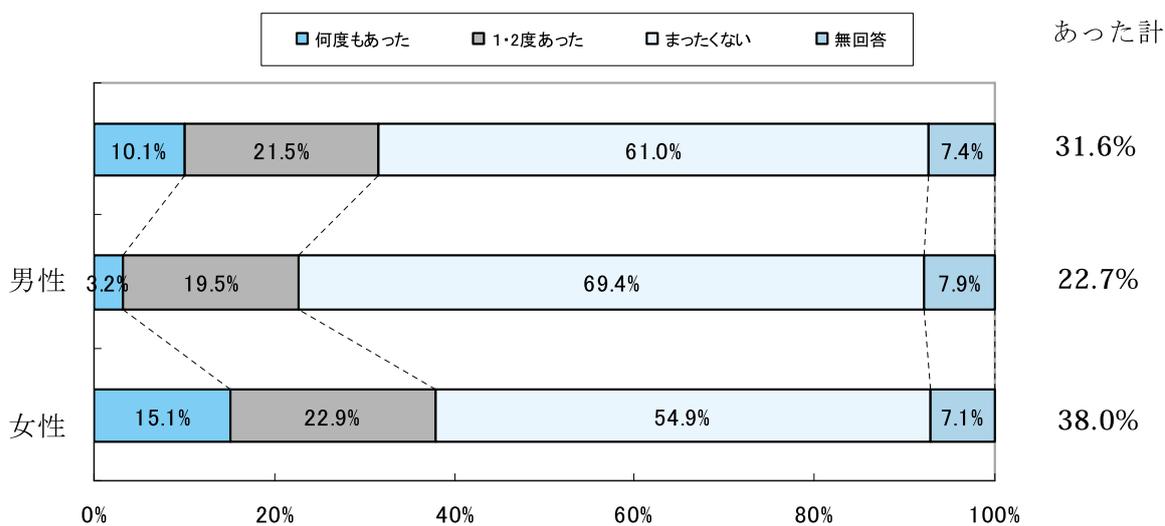
2. 配偶者等からの暴力の実態

(1) 配偶者等からの暴力の被害経験

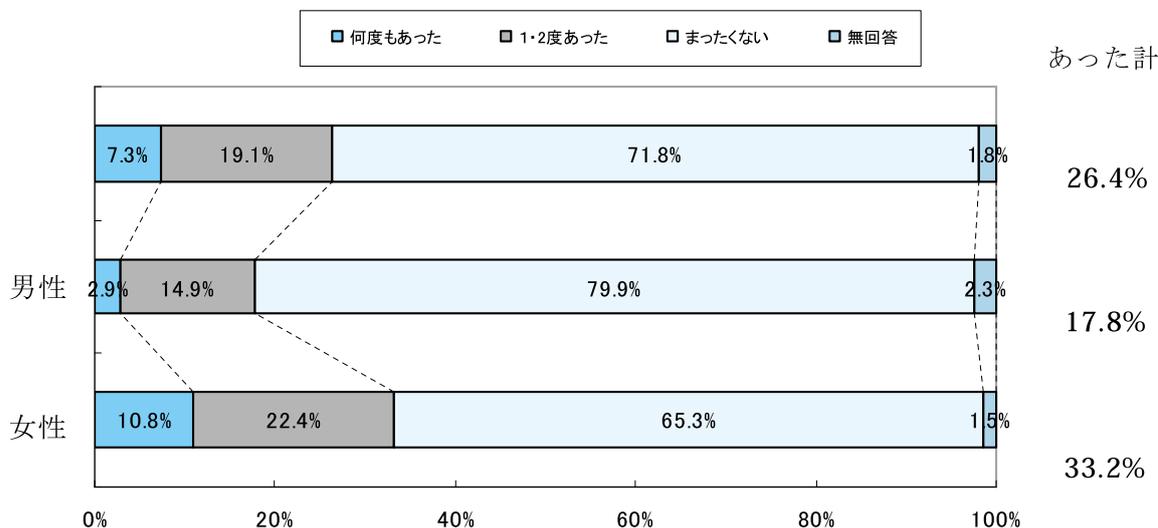
本市が、平成 21 年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」において、配偶者等からの暴力を受けた経験が 1 度でもあると回答した人は、31.6%となっており、約 3 人に 1 人が配偶者等からの暴力を経験し、セクシュアル・ハラスメントの被害経験についても、「経験がある」又は「経験はないが見聞きしたことがある」と答えています。

内閣府の「平成 20 年度男女間における暴力に関する調査」や鹿児島県の「平成 19 年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」によると、配偶者等からの暴力を受けた経験が 1 度でもあると答えた人は、鹿児島県の調査で 27.1%となっており、国の調査結果 26.4%よりも被害者が多いことがわかっています。また、県警察本部の調べによると、配偶者の暴力事案における被害者の性別はほとんどが女性であり、平成 21（2009）年の調べでも被害者の 99.5%が女性となっていることがわかっています。

★配偶者等からの暴力を受けた経験（伊佐市）



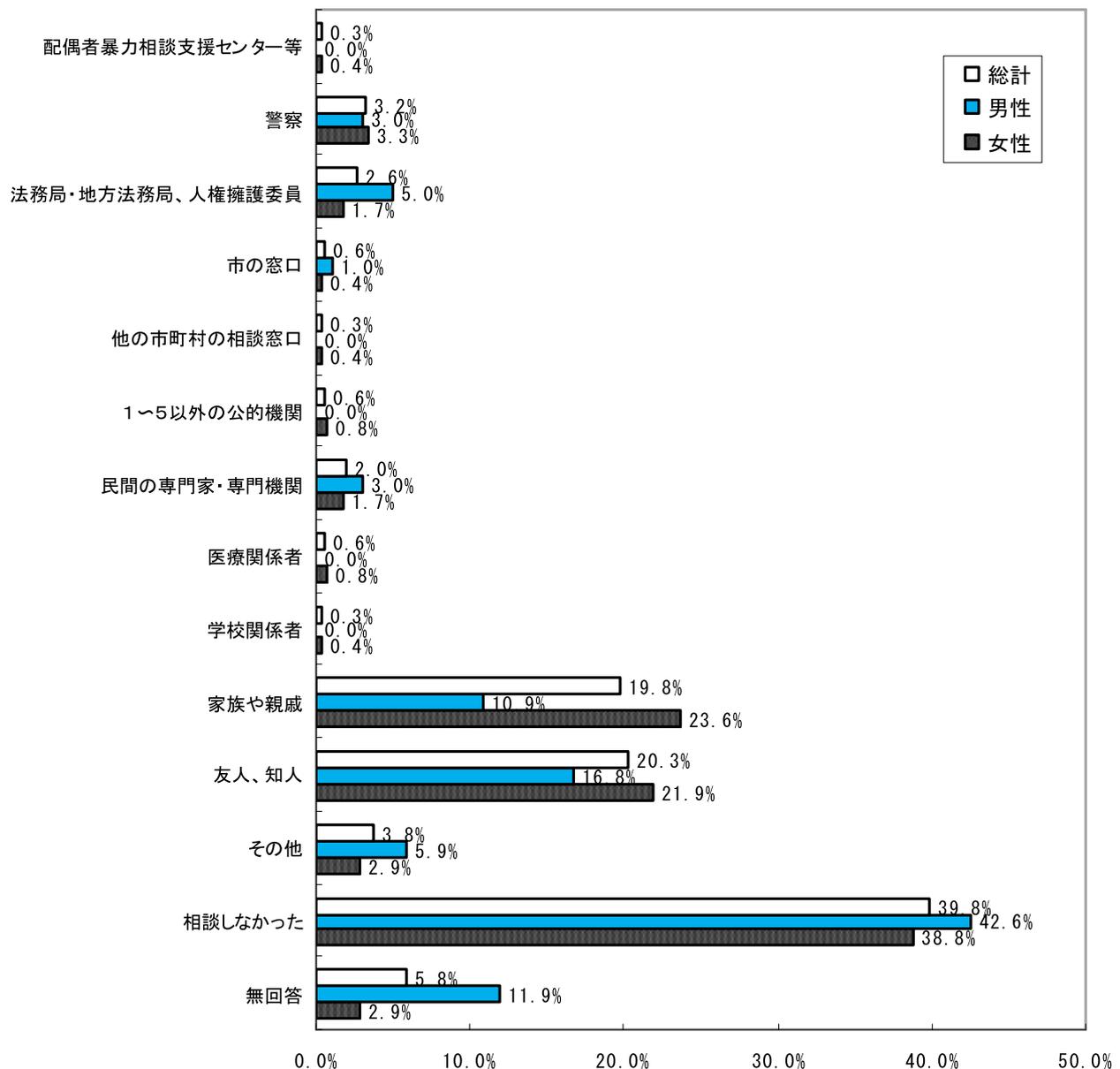
★男女間における暴力に関する調査（H20 年）（内閣府）



(2) 配偶者等からの暴力についての相談経験

本市が、平成21年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」において、配偶者等からの暴力を受けた経験がある人に、その相談先について尋ねたところ「家族や親戚」19.8%、「友人・知人」20.3%となっている一方で、「どこにも、誰にも相談しなかった」と答えた人が39.8%となっており、約4割の人が、誰にも相談していない暴力が潜在化する傾向にあることがわかりました。

図表：配偶者等からの暴力を受けたときの相談先



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査

3. 配偶者等からの暴力に対する取り組みの現状

(1) 国における取り組み

平成13年4月配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、「配偶者暴力防止法」を制定。これにより、配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられました。

また、「配偶者暴力防止法」の規定については、施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案、検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じるという附則に基づき、平成16年と平成19年の2回にわたり改正が行われています。

(2) 鹿児島県における取り組み

平成14年1月に施行した「鹿児島県男女共同参画推進条例」第9条において、配偶者に対する暴力行為の禁止を明記し、同年、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行う鹿児島女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターに指定しています。

平成18年3月「配偶者暴力防止法」に基づき、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、この計画に基づき、市町村、関係機関等と連携のもと、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の取り組みをすすめ、同年、男女共同参画を推進する総合的活動拠点である鹿児島県男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定し、さらに平成19年には、県内の全ての地域におけるDV被害者の相談・支援体制の充実に資するよう、各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターとして指定しています。

平成19年7月「配偶者暴力防止法」も改正、平成20年1月、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しが行われたことにもない、これらの改正の内容やこれまでの県の取組状況等を踏まえて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策の一層の充実に資するために、平成21年3月には「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改定を行っています。

(3) 伊佐市における取り組み

平成19年7月の「配偶者暴力防止法」の改正で、市町村においても基本計画の策定が努力義務として規定されたことにもない、本市においても配偶者等からの暴力の根絶に向けた総合的な施策の展開に取り組むため、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を「伊佐市男女共同参画基本計画」の中にも含める形で策定し、取り組みをすすめます。

また、被害者の安全確保に努めるため、一時避難（一時保護）にかかる経費を予算措置し、被害者への支援を行います。

第4章 計画の体系

【めざすべき社会】

「暴力をゆるさない、安全・安心な地域社会の創造」

重点的に取り組むこと

I 暴力を許さない意識づくり

- 1 あらゆる暴力を許さない人権教育と広報・啓発の推進
- 2 配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るための啓発や情報提供
- 3 配偶者等からの暴力に対する理解の促進
- 4 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

II 安心して相談できる体制づくり

- 1 相談体制の整備と充実
- 2 相談員等の支援に携わる人材の養成
- 3 相談者の立場に立った関係機関等との連携の強化

III 被害者の安全確保と保護

- 1 被害者の早期発見と安全確保
- 2 通報・通告制度による被害者の保護
- 3 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な対応
- 4 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
- 5 配偶者等からの暴力の早期発見と未然防止のための仕組みづくり

IV 被害者の自立を支援するための体制づくり

- 1 安全で安心して暮らすための住宅確保の支援
- 2 安全で安心して生活するための就労支援
- 3 心身の健康の回復に対する支援

第5章 計画の推進体制

